

平成19年1月29日

企業会計基準委員会 御中

ぐんぎんリース 株式会社
取締役社長 新井 啓允**企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」及び
企業会計基準適用指針公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の
適用指針(案)」に対するコメントについて**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会が平成18年12月27日に公表されました標題の公開草案につきまして、下記の通り、コメントを提出させていただきますので、今後のご審議においてご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用時期の延期について

わが国の所有権移転外ファイナンスリース取引は、現行基準においても、「売買処理」を原則法とする一方で、「賃貸借処理」を行う場合には詳細な注記を付しており、開示情報として、適切な内容を有していると認識しております。

こうした中で、先の試案で示された「賃貸借処理の廃止」には、反対を表明してきたところではありますが、改めて反対を表明すると同時に、本公開草案で示された適用時期について、以下の観点より、本基準(案)の凍結を含め実施時期の延期を懇請するものであります。

(1) 国際会計基準の改正

国際会計基準の改正が予定されている中で今回のリース制度の見直しは、大規模なシステム修正や事務負担、費用負担等を二重に負うこととなり、納得できず受け入れ難い。

(2) システム対応

残価保証の取扱いや再リースの取扱いなど、特に適用初年度の対応について不透明な部分も少なくなく、また、税務手続きとの関連も深い中で、税務改正内容の細目が現時点で示されておらず、具体的なシステム改定作業に着手できていない状況である。

今般想定されている変更は、会計及び税務ともに原則法や簡便法が交錯しており、システム開発(要件定義、開発、検証等)とその運用の安定には、十分な準備期間が必要と思われる。

システム開発が間に合わないまま適用時期を迎えることは避けたいが、システム・エンジニアの確保に制約がある中では、本改定以外の諸開発案件を先送りすることも余儀なくされ、業務の停滞も招きかねない。

(3) 周知徹底

平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度及び事業年度からの「早期適用」を認めているが、十分な準備期間が用意されているとは考えられず、借手・貸手の双方に、多大な混乱を招くものと憂慮される。

(4) リース離れ

本公開草案で示された内容は、これまで一般的に公正妥当な処理として永らく定着している「賃貸借処理」を廃止するもので、わが国経済において設備投資の一翼を担うリース利用への影響は少なくない。特に、実務面においては、税務手続きとの関係もあり、簡便な「賃貸借処理」が認められず、煩雑な会計処理を強いられる状況では、リースの利用価値は大きく後退し、貸手側経営にとっても影響は甚大である。

(5) その他

リース業界始まって以来の大幅な変更であるが、これに対する経済的価値の創造は何ら見えてこないことから、直ちに凍結すべきものと考えます。

以上